解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月二十八日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十八日

埼玉県川越市大字寺尾八八番地
医療法人河靖会河野医院
清算人　大塚　宏子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県上北郡野辺地町字馬門九一番地、最後の住所青森県上北郡野辺地町字家ノ上六〇番地三　被相続人　亡　明前　則男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十八日

青森県三沢市桜町一丁目二番一号　松村法律事務所
相続財産清算人　弁護士　松村　好典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市丸の内二丁目三〇七〇番地、最後の住所山形県米沢市駅前三丁目五番六一号コーポラス今野六号室　被相続人　亡　杉山　健二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十八日

事務所　山形県米沢市東二丁目七番二号
相続財産清算人　司法書士　福壽　敏人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎南二丁目一〇番、最後の住所福島県喜多方市岩月町大都字寺西一八二五番地八　被相続人　亡　遠藤　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十八日

福島県会津若松市大町一丁目九番二七号
佐藤ビル二階　弁護士法人れいわ総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　川瀬　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市助川町四丁目四二二番地二、最後の住所茨城県日立市多賀町五丁目四番三―一〇三号　被相続人　亡　関山　桂二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十八日

茨城県日立市幸町一丁目一一番四号ソニアビル三階　さわやか日立法律事務所
相続財産清算人　弁護士　白土　大作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県羽生市大字弥勒九五九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　新井　みつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十八日

埼玉県熊谷市本町二丁目七六番地一ＬＢビル六階保岡法律事務所
相続財産清算人　弁護士　保岡　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区桃井二丁目二二二番地、最後の住所東京都千代田区神田神保町一丁目一〇三番地東京パークタワー九〇四号　被相続人　亡　宇都千勢子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月三十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十八日

事務所東京都千代田区神田淡路町一丁目三番二号廣屋ビル四階石坂綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　石坂　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区蔵前四丁目二〇番、最後の住所東京都台東区東上野二丁目八番二―六〇二号ヴォーガコルテ御徒町　被相続人　亡　手塚　里枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月三十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十八日

東京都千代田区神田神保町一丁目二番地五和栗ハトヤビル七階篠塚・野田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小松　達成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市野比一丁目四五二番地、最後の住所東京都杉並区阿佐谷南三丁目一一番三―一二〇六号南阿佐谷ハイツ　被相続人　亡　山縣　良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月三十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十八日

事務所　東京都千代田区神田司町二丁目二番一二号神田司町ビル六階　岡田・今西・山本法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山本　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県伊勢原市高森二丁目三四番、最後の住所神奈川県伊勢原市高森二丁目三四番六号　被相続人　亡　島貫　正和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十八日

神奈川県伊勢原市伊勢原一丁目一六番八号ＫＯＩＺＵＭＩ　ＢＬＤⅡ二〇一　伊勢原総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　仙波　史生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区浜町二丁目一〇番地一、最後の住所横浜市鶴見区浜町二丁目一〇番地一　被相続人　亡　末永　節

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十八日

横浜市中区太田町四―五五横浜馬車道ビル八階　Ｍ＆Ｍ横浜法律事務所
相続財産清算人　弁護士　三橋　潔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県能代市向能代字上野二二二番地、最後の住所神奈川県平塚市横内三九三一番地県営横内アパート六―一〇一　被相続人　亡　佐藤　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十八日

神奈川県平塚市宮の前二番三号桂エンタープライズビル五階
相続財産清算人　弁護士　貝原　吉記

第80期決算公告

令和８年９月28日

青森市合浦二丁目19番23号
青森トヨタ自動車株式会社
代表取締役　小野　大介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,434	流動負債	7,122
固定資産	8,170	固定負債	3,606
繰延資産	0	退職給付引当金	347
		株主資本	2,733
		資本金	60
		資本剰余金	4
		資本準備金	4
		利益剰余金	2,669
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	2,654
		（うち当期純利益）	(140)
		評価・換算差額等	141
合計	13,605	合計	13,605